

別表第2（第4条関係）

種 別	貸 与 対 象 者		貸与周期	貸与数量
	職種	対象となる所属等		
冬作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1組
		庁内所属	3.0年	
	技術職員	庁外所属	1.0年	上衣1着 下衣2着
	技能職員	全所属（VC製の被貸与者を除く）	1.0年	
冬作業服 VC製	技能職員	設備保全センター（金属技工員の鍛工及び溶接工のみ）	1.0年	
夏作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1組
		庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	2.0年	
	技術職員	庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	4.0年	上衣1着
			2.0年	下衣1着
		庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1.0年	1組 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1組貸与可能
		庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	2.0年	上衣1着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
			1.0年	下衣1着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
	技能職員	全所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1.0年	1組 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1組貸与可能
		全所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	2.0年	上衣1着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
			1.0年	下衣1着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
ファン付き 作業服	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（現場調査・現場作業従事者のみ） 水道センター（産業廃棄物関連業務従事者のみ）	永年	1着
		総務課（危機管理）	永年	
	技術職員	土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課（請負工事監督業務従事者のみ）	4.0年	
		浄水場（現場調査・業務委託及び請負工事監督業務従事者のみ） 水道センター（配水管工事・給水装置工事現場調査従事者のみ）	3.0年	
		設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター（維持業務従事者のみ）	2.0年	
	技能職員	職員課（研修厚生）	4.0年	
		浄水場 設備保全センター 水道センター	2.0年	
		災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）	必要に応じて	
防寒作業服	技術職員	土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課 庁外所属	永年	1着
	技能職員	全所属（検査工・機械工作工を除く）		

略帽 (キャップ型)	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（用地管理・測量業務従事者のみ） 浄水場（庶務業務従事者のみ）	永年	1 個
	技術職員	総務課（危機管理） 連携推進課広域連携担当（現場作業従事者のみ） 土木施設課（現場事務所勤務者のみ） 給水課（現場業務従事者のみ） 浄水場（維持業務従事者のみ） 設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター		
	技能職員	給水課（現場作業従事者のみ） 浄水場 設備保全センター 水道センター		
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）		必要に応じて	
運動靴				
安全短靴	別に定める。			
半長安全靴				

- 注 1 定年前再任用短時間勤務職員に対する局被服の貸与についても、この基準表を適用する。
- 2 一般作業員である技能職員には、従事する職務内容により必要な局被服を貸与する。
- 3 「庁外所属」とは、各水道センター及び各浄水場、設備保全センター、水質管理研究センターを、「庁内所属」とは、「庁外所属」以外の各所属をいう。
- 4 「組」は、貸与品が上衣、下衣の 1 組のものであることを示す。
- 5 貸与周期が永年の場合は、初回に数量 1 を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。
- 6 貸与周期が「必要に応じて」の場合は、活動終了後、貸与を受けた被服を返却すること。
- 7 貸与期間は、貸与周期が年数で表示されるものにあつては、その 2 倍の期間とし、永年のものにあつては、返却しない限りその職務にある期間中とする。
- 8 ファン付き作業服のファン部分及びバッテリー部分は、貸与周期を永年、貸与数量をそれぞれ 1 個とする。